

閲覧用

令和 7 年 2 月 25 日

第 1 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第2回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 2階 第1会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員8名・農地利用最適化推進委員6名 合計14名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員

農業委員6 庄 司 貞 良

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第2号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の作成に対し、その適否を審議する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

○協議事項 令和7年度大河原町農業（労働・作業）標準賃金額表額表（案）について

5. 会議概要

午前 9 時 54 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

定刻前ですが皆さんお揃いなので、会を始めさせていただきます。庄司会長職務代理者から欠席の連絡がありましたので報告致します。それでは只今から令和 7 年第 2 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よりしくお願いします。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様です。大分寒くなって、そしてまた今週から大分暖かくなる様な予報が出ております。体調の方には十分注意を致しまして、この農業委員会の活動の方に尽力して頂ければ有り難いと思いますので引き続きよろしくお願い致します。

それから本日は案件が多い様なので、早速議事に入りたいと思います。

よろしくお願い致します。

○議 長 本日の出席委員は、局長の方から話がありました通り庄司職務代理者が欠席となっておりますので、本日の出席者は 14 名。そして農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項を満たしておりますので、この総会が成立している事をまずご報告致します。

よろしくお願い致します。

まず日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、7 番の鈴木勉委員と 9 番の松井誠子委員によりよろしくお願い致します。

続きまして日程第 2「会期の決定」でございます。本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという事で、本日 1 日と決定致します。

続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案第 1 号から第 4 号、そして報告事項及び協議事項となっておりますので、よろしくお願い致します。まず第 1 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1・西部地区。申請地と致しまして、字緑町。こちら地目が台帳及び現況が畑。面積が 406 m²となっております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、建売住宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして建売住宅 3 棟、こちらが 270 m²。駐車場 7 台分。工事時期と致しまして許可日から令和 7 年 6 月 30 日まで。農地区分が第 3 種農地となっております。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は緑町公園の北西側の住宅地にあり、平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑があれば挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、第1号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字東新町。こちら地目が台帳及び現況が畑。面積が283㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、隣地で営んでいる薬局の駐車場として造成する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして駐車場10台分。工事時期と致しまして令和7年4月1日から令和7年5月31日まで。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋卓也委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はかわち医院近くにあり、平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事で、第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字新東。こちら地目台帳が田、現況が宅地となっております。面積が294㎡。その外3筆ございまして、合計宅地4筆で1,359㎡。非

農地となった時期が昭和 61 年 10 月 6 日。理由と致しまして、当該地は、昭和 61 年 10 月 6 日に眼鏡販売店舗を新築したものの、当時、大河原町開発事前協議を経て、受けたと思われる農地転用許可書を紛失しており、現在に至るという事です。

非農地証明の適用と致しまして、農地法関係事務処理手引きこちらのページ 99 ページ、非農地判断、3. 判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合に該当。ページ 100 ページ、非農地証明、3. 証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過しものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が、真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当するかと思われます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい。1、その土地が、非農地になってから 20 年以上経過しているか。既に 30 年から 40 年経過している様です。2、再び農地として利用される可能性がないか。国道隣接地でもあり、可能性はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。その様に思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から何か質疑があれば挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事で、第 2 号議案・進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第 3 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議する件。」に入りますが、私の関連でありますので、本来は庄司会長職務代理者をお願いするところですが本日欠席のため、進行を菅野正信さんをお願い致します。（議長、退席。）

○菅野委員 はい、進行を代わります。第 3 号議案の進行番号 1 から 5 まであぐりパートナーさんの再設定の案件になりますので、まとめて上程致します。また関連のある報告事項も併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。こちらの第 3 号議案につきましては、今回件数が多いという事もありまして、事前送付しておりますので再設定についての説明は割愛させていただきます。こちら関連のある報告事項の 1 から 4 までも、同じく読み上げについては割愛させていただきます。こちらであぐりパートナーさんの再設定案件は以上となります。よろしくお願いします。

○菅野委員 はい、事務局説明ありがとうございました。続きまして担当委員の説明に入ります。担当地区が複数でありますので、進行番号 1 から 4 までは長山務委員に詳細説明をお願いします。

○長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人のあぐりパートナーは、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また

周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺地域には支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地所有適格法人です。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。再設定で特に問題はないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○菅野委員 はい、ありがとうございます。続きまして進行番号 5、鈴木利弘委員に説明をお願いします。

○鈴木利弘委員 はい、進行番号 5 も先ほど説明があった内容と同じですので、ご審議方よろしくをお願いします。

○菅野委員 はい、ありがとうございました。全ての担当委員の説明が終わりました。どなたか質問があれば挙手をお願いします。質疑なしと認めますので、これから採決を致します。まず第 3 号議案の進行番号 1 について、適当と認める事に賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手。)

はい、全員賛成ですので適当と認めます。

次に第 3 号議案の進行番号 2 について、賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成ですので進行番号 2 は適当と認めます。

次に第 3 号議案・進行番号 3 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手。)

全員賛成ですので、進行番号 3 は適当と認めます。

次に第 3 号議案・進行番号 4 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手。)

全員賛成ですので、適当と認めます。

最後に第 3 号議案・進行番号 5 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成。)

はい。全員賛成ですので、進行番号 5 は適当と認めます。

次に進行番号 6 を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、こちらは新規案件ですので読み上げさせていただきます。進行番号 6・西部地区。土地と致しまして、小山田字南。地目が台帳及び現況が田。面積が 840 m²。その外 2 筆ございまして、合計田 3 筆で 2,407 m²。利用権設定の内容と致しまして賃借権設定。内容が水田利活用。借賃が物納で 72 kg、一反分当たり 29.91 kg となります。存続期間が令和 7 年 3 月 1 日から令和 17 年 2 月 28 日までの 10 年間。利用権を受ける者の経営状況については省略させていただきます。以上となります。

○菅野委員 はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。

はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。先ほど長山委員から同じ説明があったので、省略します。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので皆様のご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○菅野委員 はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。質疑があれば承りますが、質疑はございますか？(「ありません。」の声あり。)

はい。他に質疑がございませんので、第3号議案の進行番号6について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい。全員賛成ですので進行番号6は適当と認めます。それでは進行を会長に戻します。
(会長、着席。)

○議長 長 それでは次に第3号議案・進行番号7を上程致します。報告第1号・進行番号5も関連がありますので、併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、こちら進行番号7も再設定の案件となります。こちらは再設定の案件となりますので、省略させていただきます。報告第1号の進行番号5も同じく省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。続きまして担当委員の説明、お願い致します。
はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。(「ありません。」の声あり。)

はい。ありませんという事ですので、第3号議案・進行番号7について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で適当と認めます。ありがとうございました。

次に進行番号8を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。こちら進行番号8についても再設定の案件となります。同じく報告第1号の進行番号6の部分も省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。続いて担当委員の説明お願い致します。
はい、加藤委員。

○加藤委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も稲作であり、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的

に農業に携わっており、今後も期待される方であります。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事ですので、第3号議案の進行番号8について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号9及び10は長山務さんの再設定の案件となりますので、まとめて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、こちらも再設定案件となります。長山務さんの再設定案件となります。同じく報告第1号の進行番号7と8も関連がありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。再設定なので問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手をお願いします。（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事なので、第3号議案の進行番号9について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号10についても賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号11及び12は、跡邊信吉さんの再設定の案件となります。まとめて上程致しますので、事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。こちらも進行番号11・12も再設定案件となりますので、省略致します。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。

はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。

3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。再設定なので問題等はないと思われますので、皆様のご審議方よろしく願います。

○議長 長 はい、ありがとうございました。皆さんの方から質疑のある方は挙手で願います。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ございませんという事ですので、第3号議案の11について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号12について適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、これも全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号13を上程致します。報告第1号から進行番号9も関連がありますので、併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。進行番号13も再設定案件となります。報告第1号・進行番号9についても同じく省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。
はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく願います。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手で願います。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
はい。ありませんという事でございますので、第3号議案の進行番号13について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号14を上程致します。また報告第1号から進行番号10も関連がありますので、併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、こちら新規の案件なので読み上げさせていただきます。進行番号14・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字馬取前。地目が台帳及び現況が田。面積が439㎡。その外3筆ございまして、合計田4筆で2,517㎡。設定の内容と致しまして、借賃の方が物納75kg、一反分当たり29.79kgとなっております。その他は他と同じですので省略致します。経営状況につきましても省略させていただきます。続きまして報告第1号・進行番号10に移ります。報告第1号「農地法第18第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号10。

土地と致しましては先程の議案案件と同じとなります。こちらの理由と致しまして双方の合意により解約する。合意解約日が令和7年2月17日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。内容は先ほどと同じですので省略させていただきます。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
ありませんという事ですので、第3号議案・進行番号14について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号15を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。進行番号15は再設定案件となりますので、省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。周辺も稲作であり特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待される方であります。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、第3号議案の進行番号15について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号16を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号16・西部地区。土地と致しまして、字橋本。地目が台帳及び現況が田。面積が1,062㎡。同じく字橋本。地目が同じになりまして、面積が1,031㎡の合計田2筆で2,093㎡となります。利用権の設定の内容と致しまして、借賃が物納60kg、一反分当たり28.66kg。存続期間が令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間の契約となります。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、経営耕地田584アール、畑17アール、合計601アール。農業稼働力が2人。農機具が自動車1台・トラクター1台・田植機1台・コンバイン1台・乾燥機1台。こちら新規案件となっております。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。高橋委員。
- 高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人の鎌田さんは積極的に農業に携わっておりますので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 はい、ありがとうございました。皆さんの方から質疑のある方は挙手でお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事でございますので、第3号議案・進行番号16について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい。全員賛成という事でございますので、許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号17から25まで新規の案件になりますので、まとめて上程を致します。また報告第1号から進行番号11も関連がありますので、併せて上程致します。事務局説明をお願い致します。
- 事務局主事 はい。まず進行番号17。賃土地と致しまして、大谷字沖川原。地目が台帳及び現況が畑。面積が787㎡となっております。内容と致しましてこちらは普通畑利活用となっております。借賃が金納3,148円、一反分当たり4,000円となっております。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、経営耕地畑186アールとなります。農業稼働力が2人。農機具と致しまして、自動車2台・トラクター1台・クローラー2台・定植機1台・管理機2台・動力噴霧器1台となっております。
- 続きまして進行番号18、地区が同じになります。土地と致しまして、字沖端。こちら台帳及び現況が畑。面積が1,975㎡となります。借賃の方がこちら金納の7,900円、一反分当たりが同じく4,000円となります。その他省略致します。
- 次のページに移らせて頂いて、進行番号19。土地と致しまして、大谷字後田。地目が台帳及び現況が畑。面積2,341㎡。同じく大谷字後田。地目が同じで、面積が783の合計畑2筆で3,124㎡。こちらの方の借賃が金納12,496円、こちらと同じく一反分当たり4,000円となっております。こちらが報告第1号・進行番号11に関連がありますので、そちらに飛ばさせていただきます。お開きください。報告第1号・進行番号11、土地が先ほどと同じになります。双方の合意により解約するという事で、合意解約日が令和7年2月27日となっております。
- 戻りまして続いて進行番号20。土地と致しまして、大谷字上原。地目が台帳上は雑種地、現況が畑。面積が291㎡。外2筆ございまして、合計畑3筆で1,443㎡。金納5,772円、一反分当たり同じく4,000円となります。

続きまして進行番号 21。土地と致しまして、大谷字上原 24。地目が台帳及び現況が畑。面積が 861 m²。借賃の方が 3,444 円。同じく一反分当たり 4,000 円となります。

続いて進行番号 22。土地と致しまして、大谷字上原 25。地目が台帳及び現況が畑。面積が 922 m²。同じく大谷字上原 26 番地。こちらが 834 m²。合計 2 筆で 1,756 m²。こちら借賃が一反分当たり 4,000 円で、金納が 7,024 円となります。

次のページをお開きください。進行番号 23。土地が大谷字上原。地目が台帳及び現況が畑。面積が 306 m²。同じく大谷字上原。こちらの面積が 488 m²で、合計畑 2 筆で 794 m²。こちらの借賃も同じく一反分当たり 4,000 円の金納 3,176 円となります。

続いて進行番号 24。土地と致しまして、大谷字上原 33-1。台帳及び現況が畑。面積が 274 m²。こちらの借賃も同じく一反分当たり 4,000 円となっておりまして、金納が 1,096 円となります。

最後になります進行番号 25。土地と致しまして、大谷字沖川原。地目が台帳及び現況が畑。面積が 1,049 m²。こちらの内容利用権の種類が使用貸借権設定となりまして、借賃が無償となります。その他は同じとなります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な畑作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。賃借人は積極的に農業に携わっており、今後も期待されます。ご審議方よろしくをお願いします。進行番号 25 まで同じ報告内容となります。よろしくお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。同じという事で、これは新規の案件になりますから一件ずつ審議していきたいと思います。よろしくお願い致します。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑があれば挙手でお願いします。（「ありません。」の声あり。）

はい。それでは進行番号 17 について賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号 18 に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で 18 も許可相当と致します。

次に進行番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事でこれも許可相当と致します。

次に進行番号 20 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、これも許可相当と致します。

次に 21 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号 22 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

進行番号 23 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号 24 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に 25 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 4 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 4 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号 1・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、堤字車堂。地目が台帳及び現況が田。面積が 131 m²。その外 4 筆ございまして、合計田 5 筆で 3,032 m²となります。所有権移転の内容と致しまして、所有権移転の時期が公告の日から。対価が 3,000,000 円、こちら 10 アール当たり 98,944 円。支払い方法が口座振替となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事で、第 4 号議案・進行番号 1 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして「令和 7 年度大河原町農業（労働・作業）標準賃金額表額表（案）について」事務局説明お願い致します。

○事務局係長 ～資料に基づき説明～

○議長 はい、ありがとうございました。ただいまこの賃金表についての説明がありました。皆さんの方から何か質疑のある方挙手でお願い致します。

○長山務委員 はい。料金の所でトラクターでの草刈り作業についてですが、時間単位ではなく、メートル単位で設定していただけないでしょうか。

○議 長 事務局どうですか？

○事務局係長 来年度設定の際に対応させていただきたいと思います。

○議 長 その他、皆さんの方から何かございませんか？

（「なし。」の声あり。）

なければこれで協議事項の１を終わりたいと思います。

本日の案件は全て終了したという事で、終わりたいと思います。ありがとうございました。ご苦勞様でした。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前 11 時 02 分 閉会

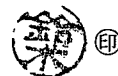
令和7年2月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



署名委員（7番委員） 鈴 木 勉



署名委員（8番委員） 松 井 誠 子



令和7年2月 第2回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）